平成２６年（フ）第１２８１号
札幌市南区南沢６条４丁目３番20号
債務者　袴田　勇一
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡　　能史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７号
熊本県荒尾市桜山町３丁目９番24号
債務者　小柳　菊男
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第４８号
熊本県荒尾市桜山町３丁目９番24号
債務者　小柳美惠子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第２１３号
和歌山県海南市井田170―１　リアルオーティス202、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町淡輪4812番地の１
債務者　川村　　護
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝野　友樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１００号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲439番地山城ハイツ３号
債務者　山宏木材センターこと　山口　榮次
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　一穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２１４号
北海道紋別市大山町１丁目35番地の97
債務者　植村　賢一
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０１号
長野市松代町松代222番地
債務者　石川　盛雄
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　秀之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
長野市松代町松代222番地
債務者　石川　　博
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　秀之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
長野市松代町松代222番地
債務者　石川　勝子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　秀之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
愛知県豊田市御幸本町２丁目202番地11　第１板倉マンション303号
債務者　新井琴哲こと　朴　　琴哲
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　未央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２００号
愛知県豊田市西中山町崩ケ崎78番地34
債務者　熊谷　英治
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４８号
佐賀県武雄市北方町大字大崎2745番地
破産者　永石　義浩
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１４５号
静岡県浜松市東区市野町2326番地
破産者　伊藤　俊夫
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
静岡県浜松市天竜区横川2562番地の11
破産者　三田　美紀
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番７―612号白鳥パークハイツ大宝、従前の住所名古屋市熱田区一番１丁目５番12号　嶋田ビル２階
破産者　小池　峰泰
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５３号
北九州市若松区鴨生田３丁目13番４号
破産者　高倉　龍一
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７２号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7138番地８
破産者　富永　起雄
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部